# 通学路等における生徒等の安全の確保に関する指針

# 第1 通則

1 目的

この指針は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例(平成16年福井県条例第18号)第25条第1項の規定に基づき、必要な方策を示し、もって通学路等における生徒等の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1)この指針は、学校等の管理者に対して通学路等における生徒等の安全を確保する ための具体的方策等を示すものである。
- (2)この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を考慮し、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものと する。

#### 第2 具体的方策等

1 通学路等における安全対策推進体制の整備

通学路等における生徒等の安全を確保するため、校区における関係機関、通学路等の管理者、自主防犯団体、保護者および地域住民等の協力を得て、当該学校の実情に応じた安全対策を検討、推進する体制を整備し、具体的方策を実践するよう努めるものとする。

## 2 生徒等への危害防止活動等

生徒等の安全を確保するため、次のような取組みの実施に努めるものとする。

- (1)通学路等の巡回
- (2)「子ども110番の家」との連携の強化
- (3)生徒等の登下校時の見守り活動
- (4)緊急時の通報、その他安全確保のための活動

#### 3 情報連絡網の整備

学校等、警察署等関係機関、保護者および地域住民等の相互間において、通学路等における生徒等に対する犯罪に関する情報および生徒等の安全の確保に関する情報の伝達・ 交換をするためのシステムならびに情報の内容に応じた対策を講ずるためのシステム の整備に努めるものとする。

#### 4 通学路等の点検整備

通学路等の安全点検を実施し、危険箇所等の改善に向けた取組みに努めるものとする。

## 5 危機管理意識の高揚

生徒等、保護者および地域住民等の危機管理意識の高揚を図るため、次のような取組みの実施に努めるものとする。

- (1)生徒等の参加による通学路等の安全点検
- (2)安全マップ等の作成

安全マップ等には、通学路等の

- ア 危険箇所
- イ 地下道等特に安全上注意を払うべき場所
- ウ 交番、駐在所等の警察施設
- エ 「子ども110番の家」等の緊急避難場所
- 才 犯罪発生場所

等を記載する。

(3) 広報紙、資料(安全マップ等)の配布等

## 6 安全教育の充実

生徒等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得、危険予測能力の育成のため、次のような取組みの実施に努めるものとする。

- (1)誘拐連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
- (2)被害にあった場合の対処方法の指導
- (3)緊急避難場所への駆け込み訓練
- (4) 危険箇所等における不審者対応訓練

## 第3 通学路等における安全な環境の整備基準

学校等の管理者は、通学路等が安全な環境となるよう、校区における関係機関、通学路等の管理者、自主防犯団体、保護者および地域住民等の協力を得て、次の基準により整備が図られるよう努めるものとする。

- 1 照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- 2 周囲からの見通しが確保されていること。死角となる物件または箇所がある場合は、 死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。
- 3 道路については、ガードレールや横断防止柵等を用いて、歩道と車道とが分離されて いること。
- 4 通学路等の周辺に「子ども110番の家」等の緊急避難場所が設けられていること。
- 5 通学路等の環境または犯罪の発生状況等から特に安全上注意を払うべき場所に防犯設備 (緊急通報装置、防犯ベル等)が設けられていること。